

## 懲戒処分の公表について

平成24年7月19日  
国立大学法人滋賀大学

このたび、本学職員に対して以下のとおり懲戒処分を行いましたので公表します。

1. 被処分者 教育学部教授（60歳代 男性）
2. 処分年月日 平成24年7月18日
3. 処分の内容 懲戒解雇
4. 事案の概要

同人は、平成23年11月、本学大学院教育学研究科の女子学生に対して、当該学生の意思に反して複数回にわたり身体接触を含む重大なセクシュアル・ハラスメント行為を行いました。また、ハラスメント行為に至る一連の経緯を調査する過程で、大学経費を不正に請求していた事実が判明しました。

上記の同人の行為は、滋賀大学職員就業規則第45条第三号、第五号に該当することから、懲戒処分を行いました。

また、本件にかかる監督責任者の処分として、当時の教育学部長を文書による訓告としました。

学長は、自らの報酬を自主返納（報酬の10分の1を1ヶ月）することとしました。

本学は、ハラスメント行為により当該学生を傷つけたことに対して心からお詫びするとともに、大学経費の不正請求が行われたことを厳粛に受け止め、今後このような行為がおこらないよう、全学を挙げて再発防止にあたっていく所存です。

なお、本件に関する詳細な情報については、被害者のプライバシー等の侵害や被害者に対しての二次被害を与えるおそれがあること、また、被害者も個人情報明らかになることを望んでおりませんので、滋賀大学としては公表を控えます。